

ほしょうにん きんきゅうれんらくにん み
保証人・緊急連絡人が見つからないために
みんかんちんたいじゅうたく か かた
アパートなどの民間賃貸住宅を借りられない方



川崎市

かわさき し きょじゅうし えん せい ど あんない
川崎市 居住支援制度のご案内

アパートなどの民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人・緊急連絡人がいないために、住宅を借りられない場合に、次の支援を行い、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

- ・川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費や残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- ・川崎市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りなどを行います。

たいしょうしゃ
対象者

- ①高齢者 ②障害者 ③外国人 ④ひとり親世帯
⑤DV被害者等 ⑥ホームレス自立支援施設から退所する者
⑦児童福祉施設等退所者等 ⑧指定難病・特定疾患患者

その他の要件

- ◎給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
◎自立した生活ができる方
◎原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人※を確保できる方

※連帯保証人とは異なり、連帯して債務を負うものではありません。なお、緊急連絡人の確保に努めたが、確保が非常に困難な方は、事前に川崎市住宅供給公社までご相談ください。

りようしゃ ふたん
利用者の負担

- ◎月額家賃に共益費を加えた額の35%を2年分の保証料として入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。
◎2年間の次の特約付火災保険に加入していただきます。
「借家人賠償責任保障額」が1000万円以上
「個人賠償責任保障額」が1000万円以上

たいしょうしゃ ちゅう 対 象 者 (※ 注 1)	たいしょうしゃ ようけん 対 象 者 の 要 件
こうれいしゃ 高 齢 者	つぎ ようけん 次 の 要 件 の い ず れ か を 満 た し て い る こ と ①かわさきしない す み 川崎市内に住んでいる満60歳以上の単身者 ②かわさきしない す まん さいいじょう こうれいしゃ どうきょにん はいぐうしゃ こ まご 川崎市内に住んでいる満60歳以上の高齢者で、同居人が、配偶者、子、孫、 きょうだいまた まん さいいじょう しんぞく かた 兄 弟 又は満60歳以上の親族である方
がいこくじん 外 国 人	つぎ ようけん 次 の 要 件 の い ず れ か を 満 た し て い る こ と ①かわさきしない じゅうしよ じゅうみんひょうまた ざいりゅう か ー ど とくべつえいじゅうしゃ 川崎市内に住 所 があることを住 民 票 又は在 留 カード、特別永 住 者 しょうめいしよ ざいしんしょうめいしよ ざいがくしょうめいしよ かくにん かた 証 明 書、在勤証 明 書、在学証 明 書のいずれかで確認できる方 ②かわさきしない じぎょうしよ きんむ がいこくじん 川崎市内の事 業 所に勤務する外 国 人 ③かわさきしない がっこう かよ がいこくじん 川崎市内の学校に通う外 国 人
おやせたい ひとり親世帯 (母子家庭など)	かわさきしない す さいみまん こ どうきょ はいぐうしゃ かたまた じどう 川崎市内に住んでいて、20歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童 ふようてあて う かた 扶養手当を受けている方
していなんびょう とくていしつかんかんじゃ 指定難 病 ・ 特定疾患患者	かわさきしない す とくていしつかんいりょう じゅきゅうしゃししょうまた とくていりりょうひ してい 川崎市内に住んでいて、特定疾患医療受給者証又は特定医療費（指定 なんびょう じゅきゅうしゃししょう しよじ かた 難 病）受 給 者 証 を所持する方
しょうがいしゃ 障 害 者	かわさきしない す しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうまた せいしんしょうがいしゃほけんふくし 川崎市内に住んでいて、身体障 害 者手帳、療 育手帳又は精神障 害 者保健福祉 てちょう しよじ しょうがいしゃ げんそく しょうがいしゃしえんだんたいなど しょうかい え 手帳を所持する障 害 者で、原則として障 害 者支援団体等からの紹 介 を得られ かた る方
ひがいしゃとう DV被害者等 (※ 注 2)	つぎ ようけん 次 の 要 件 の い ず れ か を 満 た し て い る こ と ①かわさきしない ひがいしゃたんとうまどぐち とう りゅう そうだん いちじ ほ ごしせつ 川崎市内のDV被害者担当窓口にDV等を理由として相談し、一時保護施設に にゅうしよ たいしよ よてい かた も たいしよご ねんみまん かた 入 所 し、退所する予定の方若しくは退所後2年未満の方 ②かわさきしない ひがいしゃたんとうまどぐち とう りゅう そうだん とう 川崎市内のDV被害者担当窓口にDV等を理由として相談し、DV等により じゅうたく かくほ はいりょ よう かた 住 宅の確保に配慮を要する方
ほ ー む れ す じりつしえんしせつ ホームレス自立支援施設 たいしよしゃ 退所者	かわさきしない ほ ー む れ す じりつしえん しせつ たいしよ もの たいしよ ご ねんかん 川崎市内のホームレス自立支援施設から退所する者で、退所後2年間 あふた ー けあしえん う かた アフターケア支援を受けられる方
じどうふくししせつとうたいしよしゃとう 児童福祉施設等退所者等	つぎ ようけん 次 の 要 件 の い ず れ か を 満 た し て い る こ と ①かわさきしない じどうふくししせつとう じどうようごしせつ じどうしんりちりょうしせつ じりつえんじよほ ー む 川崎市内の児童福祉施設等（児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、 ぼ しせいかつしえんしせつなど たいしよも さとおや じりつ 母子生活支援施設等）から退所若しくは里親から自立する方、又は既に退所 も じりつ かた さいみまん かた 若しくは自立した方で、25歳未満の方 ②かわさきし そ ち にゅうしよ しがい じどうふくししせつとう たいしよ も さとおや 川崎市の措置により入 所 した市外の児童福祉施設等から退所若しくは里親か じりつ かた また すで たいしよも じりつ かた さいみまん かた ら自立する方、又は既に退所若しくは自立した方で、25歳未満の方

ちゅう ちんたいしゃくけいやくしゃおよ ほしょういたくけいやくしゃ たいしょうしゃ ひつよう どういつせたい しゃかいつうねんじょう
注 1）賃 貸 借 契 約 者 及 び 保 証 委 託 契 約 者 が 対 象 者 である必要があります。同一世帯において、社会 通 念 上
ちんたいしゃくけいやくしゃ かた けいやく おこな
賃 貸 借 契 約 者 となるべき方が契 約 を 行 っ て く だ さ い 。
ちゅう どめすていっく ばいおれんす はいぐうしゃ した かんけい もの ぼうりよく ぼうげん
注 2）DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者などの親しい関係にある者からの暴 力 や暴言のこ
とです。

	りようてつづ 利用手続き	ひつようしよるい ちゆう 必要書類(※注3)
こうれいしゃ 高齢者 がいこくじん 外国人 おやせたい ひとり親世帯 していなびよう とくていしつかん 指定難病・特定疾患 かんじゃ 患者	① せいとないよう たいしやうしやようけん かくにん 制度内容と対象者要件を確認してください。 そうだんまどぐち かわさきしじゅうたくきょうきゅうこうしや 相談窓口は川崎市住宅供給公社です。 	じゅうみんひよう うつ 住民票の写し
	② きょうりよくふどうさんてん ちんたいじゅうたく さが 協力不動産店で賃貸住宅を探してください。 さい。 きょうりよくふどうさんてん りす と もと かつ 協力不動産店リストをお求めの方は、まち づくり局住宅整備推進課、川崎市住宅 供給公社、区役所にお問合せください。 	じゅうみんひよう うつしたま ざいりゆう か ー ど また 住民票の写し又は在留カード又は とくべつえいじゅうしやしやうめいしよ また ざいきんしやうめいしよ 特別永住者証明書又は在勤証明書 また ざいがくしやうめいしよ 又は在学証明書
	③ き い ちんたいじゅうたく み 気に入った賃貸住宅が見つかったら、 きょうりよくふどうさんてん せいどりよう てつづ 協力不動産店で、制度利用の手続きをします。 もうしこみしよなど きにゆう ・申込書等の記入 ひつようしよるい かくにん ・必要書類の確認 ほしりようなど しはら ・保証料等の支払い	じゅうみんひよう うつ また 住民票の写し又は じどうふようてあてしやうしよ 児童扶養手当証書
		じゅうみんひよう うつ および とくてい しつかん いりよう 住民票の写し及び特定疾患医療 じゅきゅうしやしやうまた とくていりようひ していなびよう 受給者証又は特定医療費(指定難病) じゅきゅうしやしやう 受給者証
しょうがいしゃ 障害者	① げんそく しょうがいしゃ し えんだんたい しゃかいふく しほうじん 原則、障害者支援団体(社会福祉法人、 ほうじん い かし えんだんたい し えん NPO法人など。以下支援団体)の支援が ひつよう 必要です。 	じゅうみんひよう うつ 住民票の写し しょうがいしゃてちよう 障害者手帳 し えんたいせいききょうぎしよ 支援体制協議書など
	② かわさきし し えんだんたい あいだ きやうていしよ と 川崎市と支援団体の間で協定書を取り かわします。 	じゅうみんひよう うつ 住民票の写し しょうがいしゃてちよう 障害者手帳 し えんたいせいききょうぎしよ 支援体制協議書など
ひがいしゃとう DV被害者等 (※注2) ほ ー む れ す ホームレス じりつしえん 自立支援 しせつたいしよしや 施設退所者 じどうふくし 児童福祉 しせつとう 施設等 たいしよしや 退所者	① く やくしよ たいしやうしや かくにん 区役所などで対象者であることを確認 ひつよう する必要があります。詳細はまちづくり きょくじゅうたくせいびすいしんか たいあわ 局住宅整備推進課にお問合せくださ い。 たいしやうしや かくにん さい ※対象者であることを確認した際に、 きょうりよくふどうさんてん りす と わた 協力不動産店リストをお渡しします。 	かわさきしきょじゅうしえんせいど だい5ごうようしき ※川崎市居住支援制度(第5号様式) びこうらん かわさきしきょじゅうしえんかくにんすみいん の備考欄に川崎市居住支援確認済印 ひつよう があることが必要です。 ほ ー む れ す じりつしえんしせつたいしよしや ばあい ホームレス自立支援施設退所者の場合 かわさきしきょじゅうしえんせいどりようもうしこみしよ は、川崎市居住支援制度利用申込書 だい ごうようしき うらめん あ ふ た ー け あ (第5号様式)の裏面にアフターケア し えん いん ひつよう 支援を受けることの印も必要となりま しょうさい しょかんか かくにんまどぐち す。→詳細は所管課の確認窓口にお たいあわ 問合せください。
	② きょうりよくふどうさんてん ちんたいじゅうたく さが 協力不動産店で賃貸住宅を探してく ださい。 	
	③ き い ちんたいじゅうたく み 気に入った賃貸住宅が見つかったら、 きょうりよくふどうさんてん せいどりよう てつづ 協力不動産店で、制度利用の手続きをし ます。 もうしこみしよなど きにゆう ・申込書等の記入 ひつようしよるい かくにん ・必要書類の確認 ほしりようなど しはら ・保証料等の支払い	

注3) 上記のほか、通常の賃貸借契約を行うときに、不動産店から必要な書類を求められる場合があります。
 その他) 生活保護を受けられている方は、可能な場合、代理納付での家賃支払いをお願いします。

保証会社が 行う内容

家賃滞納等の場合、原則次の①、②を保証会社が立て替えて支払います。

①滞納家賃及び付帯する遅延損害金

(家賃及び共益費の7か月分を限度とします。)

②退去に伴う原状回復費及び残置家財等の処分費

(家賃及び共益費の3か月分(敷金で相殺した差額)を限度とします。)

※ 後日、利用者等は、保証会社が立て替えた家賃などを、保証会社に支払っていただきます。

賃貸住宅の探し方

対象物件は、「協力不動産店」として登録している不動産店が管理する賃貸住宅です。川崎市住宅供給公社及びまちづくり局住宅整備推進課などで協力不動産店のリストを配布しています。ご自分で協力不動産店をまわって、賃貸住宅を探してください。

制度対象者の確認

DV被害者一時保護施設退所者等、ホームレス自立支援施設退所者及び児童福祉施設等退所者等については、川崎市役所や各区地域みまもり支援センター、各児童相談所等で、制度対象者であることを確認する必要があります。詳しくは、まちづくり局住宅整備推進課に御相談ください。

お問い合わせ

◎川崎市住宅供給公社

TEL 044-244-7590

FAX 044-244-7509

〒210-0006川崎市川崎区砂子1-2-4

川崎砂子ビル2階

◎川崎市まちづくり局住宅整備推進課

TEL 044-200-2997

FAX 044-200-3970

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地

(本庁舎18階)

